

一般社団法人越前町観光連盟会費規程

平成27年4月1日 制定

令和8年4月1日 改定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人越前町観光連盟（以下「観光連盟」という。）定款第6条の規定に基づき、観光連盟の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 会員の会費は、別表に定めるとおりとする。

(会費等の使途)

第3条 前条の会費は、観光連盟事業に充当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的としない法人であって、理事会が特に認めた場合は、会費を減額又は免除できるものとする。

(会費の納入)

第4条 観光連盟に入会した会員は、入会決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費を観光連盟所定の方法により納入しなければならない。

2 会員は、毎事業年度の会費を、観光連盟所定の方法により納入しなければならない。

3 観光連盟は、毎事業年度の会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(変更)

第5条 この規程は、観光連盟定款第13条の規定により、総会の議決によって変更することができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

会員会費

種別		会費
正会員	法人会員	年間10,000円 2口以上
	個人会員	年間10,000円 1口以上
賛助会員		年間 3,000円 1口以上

※備考

- ①正会員が複数施設を有している場合は、1施設につき10,000円を加算するものとする。
- ②当連盟が関与するイベント出店案内等を希望する者は、賛助会員としての会費4口（12,000円）以上を納入するものとする。